



CONTENTS

I New Dean

法学研究科長挨拶 山本 忠 2

II Sabbatical

My Sabbatical ジャクソン・ロックラン・リグビー 4
「バイエルン留学」？ そして史料とデジタル化の波 高橋 直人 6
さらば学外研究 松本 克美 8

III Academic Conference

International Symposium on the topic:
"Europe and Asia as a Legal Area for Peace,
Fundamental Rights, Democracy and the Rule of Law" 出口 雅久 10

IV My Book

法益論 — 刑法における意義と役割 嘉門 優 12

V Study Group

研究会 14

VI Research Grant

科研費 14

New Dean

法学研究科長挨拶

法学研究科長挨拶

山本 忠 YAMAMOTO Tadashi



2019年4月1日より法学研究科長に就任いたしました。2013年度に一度法学研究科長を務めさせていただきましたので二度目の就任となります。二度目とはいえども2014年から全学役職等の都合で学部・研究科の行政から離れておりましたので、教学研究上の具体的な課題についての理解が不十分なところがあるように感じています。空白の感覚を埋めるように努める所存ではありますが、学部・研究科に関係する教職員・学生・院生・同窓生等々のみなさまには、かなりのご面倒・ご迷惑をおかけすることもあるのではないかと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

2013年度に就任した当時、私は当時の挨拶文に法学研究科の抱える3つの課題についてふれました。(1) 入学者確保問題、(2) 東京展開(東京キャンパス講座の立て直し)、(3) 東アジア展開(留学生確保政策)の3つです。

(1)の課題は今でも非常に重要です。2013年当時の定員充足率は約5割でしたが、その後入学者が9名(定員充足率では15%)という年が2年続くというところまで落ち込みました。この間の研究科執行部を中心としたスタッフによる広報の積極展開が実り、2019年度の入学者の定員充足率は約5割というところまで回復することができました。しかし全学の大学院入学政策において、法学研究科は7割の定員充足率を実現することを目標として自らに課していますので、いかにしてこれを実現するかが当面の最重要課題

であり、法学研究科関係者各位のお知恵とお力をお借りしたいところであります。

(2)と(3)の課題については、この間の議論の変遷がよく理解できていないので、ここではふれませんが、具体的な重点が変わったとしても、本研究科の教育研究の成果を社会的・国際的に還元し、高度化を図るという課題は今後も重要です。具体的政策として何が可能なのか、追及していきたいと思っております。

さて、法学研究科は1950年に設置されましたので、来る2020年には創立70周年を迎えます。ただ単に歴史と伝統があるだけでなく、その時々々の社会的要請に応えるために、教学内容を多様な形で展開させてきました。本研究科は設立当初は研究者養成を使命とし、少数精鋭の院生からなる小規模の大学

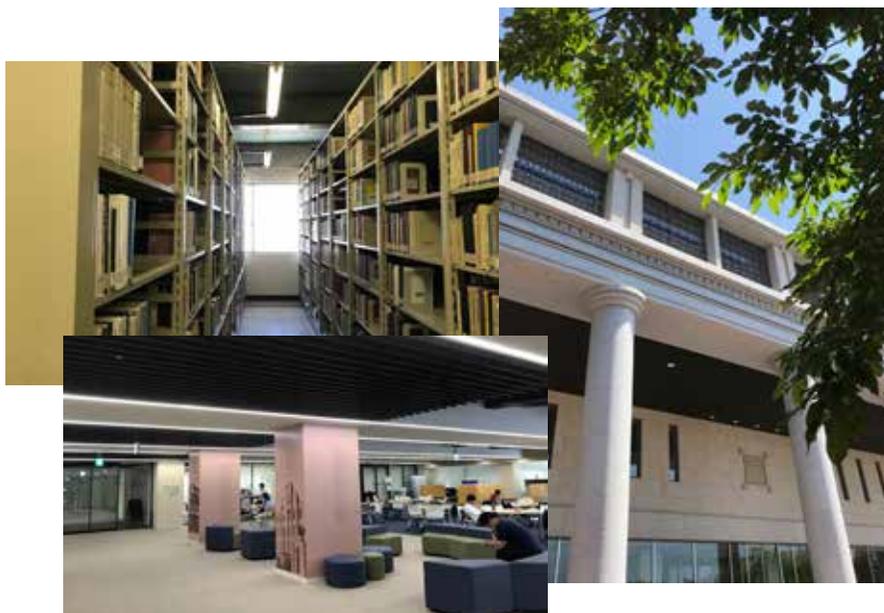
院からスタートしました。やがて1990年代に入り、大学院での高度な法的知識を生かして法律実務家や公務員を目指したいというニーズに応えるために、1994年に「専修コース」という研究者養成以外の目的をもった教育課程をいち早く設置しました。大学院の規模拡大はこのころから推進されましたが、他方で2004年の法科大学院設置や2007年の公務研究科設置とその後の動向に見られるように、法学研究科の定員規模のあり方に直接影響を及ぼすような国の大学院政策の変動が今もなお続いています。

このような状況を踏まえると、法学研究科は今後も社会の動向に柔軟に対応した教育内容の再編製や教育機会の提供のあり方について考えることを迫られていくものと思われます。その際、私たちは70年の歴史と伝統の中で幾多の優秀な研究者や実務家等の修了生を輩出してきた実績に確信をもつことがまず必要です。この実績で裏打ちされる本研究科の教育研究水準の内容・質の高さについて再認識し、これを今後も維持し高めていくため

の方策について考えていかなければなりません。立命館ならではの個性をもった研究者・修了者の養成と輩出が、本研究科の一貫した本来的使命であることを確認すべきだということです。そのうえで量的拡大を追求しなければならないということになります。

いずれにしても一気にすべての課題を解決できる妙案など存在するわけではありませんので、その都度直面する多様な課題について全員で考え続けなければならないのは今後も変わりありません。本研究科にかかわるすべてのみなさまの優れたお知恵とお力をお借りして、少しでも前に進むことができるように、集団的に議論を重ねていきたいと考えています。みなさまのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

(やまもと ただし・社会保障法)



外留報告

Sabbatical

My Sabbatical

ジャクソン・ロクラン・リグビー *JACKSON Lachlan Rigby*

During the Fall semester of Academic Year 2018, I was on research leave. I am very grateful to the College of Law for affording me this the fantastic opportunity to spend five weeks researching in the Republic of Ireland. Below is a brief summary of some of the memorable experiences from my trip.

I elected to spend my sabbatical in Ireland for a number of reasons. Firstly, I had previously attended a conference in Dublin and had been very impressed by the keynote speaker, Professor Padraig O'Dubhir of Dublin City University's Institute of Education. He gave a very interesting lecture on the teaching of the Irish language in Irish elementary schools. Although I knew very little about Irish language education, my background is in multilingualism, so I deemed this topic suitable for my sabbatical research project. Secondly, Ireland is a country that I had been interested in since childhood – as a teenager, I was a devout fan of Ireland's most famous rock band, U2, and there is also a significant Irish diaspora living in my home country, Australia. Thirdly, mandolin is my hobby, and I have an interest in traditional Irish music. I therefore contacted Dublin City University to inquire about being a visiting scholar there.

During the first week, Professor O'Dubhir had kindly arranged for me to attend a colloquium on Irish immersion education held at Trinity College Dublin. The event was set up for a group of researchers from Estonia who were learning about immersion education in Ireland, and being able to participate provided me with an intensive and useful background into Irish language education policy and language teacher training.

The colleagues in my shared office also provided me with much anecdotal information about their experiences trying to learn the Irish language as schoolchildren. I particularly enjoyed talking to them in the university dining room, where we enjoyed delicious roast lamb, chicken, turkey and beef lunches! I usually try to avoid clichés and stereotypes, however I found the Irish people wherever I went in the country to be extremely warm and hospitable.

I undertook a number of elementary school visits during my stay. One, a famous Irish-medium public primary school in North Dublin was called Gaelscoil Bhraian Boraimhe. There, all of the children enter the school as monolingual English speakers from monolingual homes. Because they receive their entire education in the



Dublin City University

Irish language, they are able to become fluent in the language incredibly quickly. I was able to observe numerous classes, a school assembly, see children at play interacting in Irish, and interview several teachers about their experience teaching Irish in such a school. Another school I visited was St. Patrick's Boys' National School Drumcondra. As an English-medium school, the students' progress in Irish was understandably slower than the students I had observed at Gaelscoil Bhraian Boroimhe. The visit did, however, provide me with a fuller picture of the current situation regarding Irish language education in mainstream public schools.

There are a number of Irish language speaking regions in the country, predominantly along the west coast, known as Gaeltacht. Because I wanted to see the Irish language in use, I decided to take trips to several such regions. The Dingle Peninsula, in County Kerry, was breathtaking, with its spectacular green coastline showcasing the true beauty of traditional Irish culture. I took a boat tour around the Blasket Islands, Europe's

westernmost land mass. Further north, in County Galway, is the rural area of Connemara. There I visited the Academha na hOllscolaíochta, an intensive Irish immersion language education center affiliated with the National University of Ireland Galway. From there I took a ferry to visit the largest of the three Aran Islands, Inis Mór. There, life is slow and traditional. The locals all speak Irish, and small ponies can be seen drawing carts around the Island.

A final highlight of my stay was enjoying some excellent traditional Irish music sessions in some very friendly pubs around the country. Seeking shelter from a cold and blistery rainstorm, an enduring memory of mine will be walking into a small pub in Dingle, ordering a pint of Guinness, standing by the peat fire listening to the impromptu tunes lofting from fiddles, tin whistles, guitars, Uilleann pipes, banjos, and of course mandolins!

(ジャクソン・ロックラン・リグビー
社会言語学・英語)



The town of Dingle

外留報告

Sabbatical

「バイエルン留学」？ そして史料とデジタル化の波

高橋 直人 *TAKAHASHI Naoto*

2018年6月1日から10ヶ月間、ミュンヘン大学(ドイツ)のレオポルト・ヴェンガー法制史研究所(Leopold-Wenger-Institut für Rechtsgeschichte)にて在外研究を行うことができた。この貴重な機会を与えていただいたことにつき、本学の法学部・法科大学院のみなさまをはじめ、関連の方々に深く感謝申し上げます。

さて、上記の「ミュンヘン大学」という呼び名は、いわば通称であって、正式には「ルートヴィヒ・マクシミリアン大学・ミュンヘン(Ludwig-Maximilians-Universität München)」という。この大学のあるミュンヘンは、バイエルン州の州都である。そしてバイエルンと私の研究との間には、実は深いかわりが存在する。すでに修士論文の内容からして、18世紀中盤のバイエルン選定侯国における法典編纂を取り上げたものであった。その後、「近代刑法学の父」フォイエルバッハの刑法理論に対する再検討が自身の中心的な研究テーマとなってきたのだが、このフォイエルバッハも、バイエルン王国刑法典(1813年)の起草者として知られるように、



雪の日のミュンヘン大学にて

バイエルンを拠点に活躍した人物である。また近年、明治期の日本人留学者のドイツにおける法学博士学位の取得に関しても研究を進めてきたところ、刑法分野について当時の学位取得者たちとミュンヘン大学(バイエルン!)との間に密接な関係があることが明らかになってきた。

以上のごとく、研究テーマを変えてもなぜかバイエルン、異なる時代を扱っても毎度バイエルンという具合に、彼の地に引き寄せられていくのである。このような「縁」ゆえに、いつかバイエルンで、具体的にはミュンヘン大学にて長期の研究をしたいと考えていた。今回、念願の「バイエルン留学」(!)が実現できたことにつき、受入れを快諾くださったミュンヘン大学法学部(法制史)のハンス＝ゲオルク・ヘアマン教授(Prof. Dr. Hans-Georg Hermann)をはじめ、法制史研究所の方々に、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。ちなみに研究所内の大型本用の書庫がゲスト研究者の共同研究室を兼ねており、そこに専用のワークスペースを確保していただいた。重厚な古書の詰まった本棚が壁一面にそびえ立つ室内は、いかにも法史家の仕事場という趣をもっていた。

在外研究中、ミュンヘン西部のパージング(Pasing)に住まいを借りた。パージングには、一方でSバーン(市電)からドイツの新幹線ICEまで停車するミュンヘン・パージング駅や市内屈指の大型ショッピングモールがあり、他方ではヴェルム川(Würm)の清流沿いの緑濃い森や野原、のどかな田園風景もみられる。これらがすべて自宅から徒歩

10分程度の範囲内に存在しているのだから、あたかも都会の利便性と郊外の豊かな自然環境から良いところ取りをしたような住みやすい地域であろう。なお、パーズィングは、1938年にミュンヘンに併合されるまでは、別の独立した都市であった。生活上必要な施設が近所にほとんど整っていることから、パーズィングが「街の中にある街」のようだといわれることには、そういった歴史的背景があるらしい。

前回（2007年度、ドイツのゲッティンゲン大学にて）の在外研究のときと今回とを比べると、11年の歳月を経て明らかに変わったのは、研究に必要な「史料」（たとえば18・19世紀当時の文献や文書）の取り扱いにあたって随所にデジタル化が導入されているということである。この点についてドイツの図書館・文書館の取り組みはかなり進んでいる。

前回の帰国時には、収集した史料は紙媒体のコピーの山として手元にあり、いくつもの段ボール箱に詰めて日本に郵送したものであった。手間も保管場所もたくさん必要だ。これに対して今回は、史料のほとんどが入手時点からデジタル化されており、タブレットに保存しておけば、帰国時の飛行機の中でも気軽に閲覧が可能である。すなわち、①図書館で複写する際にコピー機だけでなくスキャナも設置されていることが多く、その場で

データが保存できる。②閲覧者自身による複写が禁止されている未公開の文書史料（私の研究においては、大学の学位審査記録や学籍簿、関係者の手紙等）のような場合でも、文書館に複写を依頼すれば、紙のコピーの束ではなくPDFファイルが届く。大概是メール添付で済む。③バイエルン州立図書館（Bayerische Staatsbibliothek ドイツ語圏有数の大規模図書館！）などは蔵書のデジタル化を本格的に進めており、おおむね19世紀末「以前」の比較的古い文献であれば、ウェブ上のOPACで検索するとPDF化されたデータを直接ダウンロードできる。ちなみに20世紀に入ってからのもので、諸々のルール上の制約があり、ウェブでの全文公開はまだ基本的に難しいようである。

未公開の文書はともかく、公開済みの史料（著書や論文）に関する限り、前回の折には随分と迷い道をしてやっと手にした文献が、今やウェブを通じて簡単にダウンロードできたりする。史料へのアクセスの向上は大歓迎である反面、あのと時の苦労は何だったのかと、複雑な気分で見つめてしまう。だが、その上で、PDFファイルだけでなく現物を実際に見て、触って、胸を高鳴らせて(!?)歴史のロマンを体感することも、次の研究へのモチベーションを高めるのだと最後につぶやいておきたい。本場バイエルンのビールではないけれど、やはり史料も「生」の方が味わい深く、読み手にもより多くのことを語りかけてくれるのではなからうか。

（たかはし なおと・西洋法史）



バイエルン州立図書館（上）

バイエルン王家の離宮 ニンフェンブルク城（右）



外留報告

Sabbatical

さらば学外研究

松本 克美 *MATSUMOTO Katsumi*

2018年度秋学期に立命館大学での最後の学外研究の機会をいただきました。法学部・法務研究科の教職員の皆さまには、色々ご配慮を頂きました。この場をお借りして感謝申し上げます。今回の学外研究は、前任校の神奈川大学時代の1993年9月からの1年間（フライブルク大学）、立命館大学に赴任後の2007年9月からの1年間（フンボルト大学＝旧ベルリン大学）の国外研究を経ての3回目になります。秋学期の前半は、私が財務担当副理事長をしていますジェンダー法学会をはじめ、あれこれの学会の学術大会もあり、また、その中で幾つかで報告者となっていたりしたものですから京都で過ごしました。国内研究期間中も授業と会議を免除していただいていたため、普段はいけないうちの調査のための国内出張（東日本大震災で津波被害にあった石巻市や南三陸町などの訪問など）や海外出張（ソウルでの韓国性暴力相談所訪問や、当時、韓国慰安婦問題研究所の所長であった金昌禄キム・チャンノク全北大学教授へのインタビューなど）などにも行くことができました。

12月16日から2ヶ月間は、以前も1年滞在したベルリンのフンボルト大学法学部で客員研究者として過ごしました。今回受け入れ教授になっていただいた同大学法学部のラインハルト・ジンガー教授（民法、労働法）には、お連れ合いで労働法専門の弁護士を開業されているドリスさんとともに、大変親切にしてください感謝しました。同大学の法学部



フンボルト大学法学部（プロイセン時代の王宮の一部）。研究室は右端2階。

図書館は、法学全分野の図書、雑誌を膨大に集めていて、研究テーマである時効や建築瑕疵責任などに関する数多くの文献を収集できました。また、ドイツ映画「ベルリン天使の詩」の舞台にもなったベルリン州立図書館にも足繁く通り色々な文献を収集できました。ベルリンで複写した文献は3000頁分くらいになり、何箱か郵便で日本に送りました。

今回、非常に幸運だったのは、ドイツの定評ある大部のコンメンタールであるミュンヘン・コンメンタール中の時効の部分執筆担当しておられるヘルムート・グローテ教授（ベルリン自由大学法学部）が、教授のサバティカル期間中にもかかわらずベルリンにいらしたことです。直接の面識はありませんでしたが、教授の研究室で約1時間半、ドイツの時効法改革に関するインタビューに応じていただきました。私の質問に「とても良い質問です。今度、コンメンタールを改訂する時に、

この問題について検討して書き入れたい」などおっしゃって下さいました。

前回、ベルリンに1年滞在していた時は、上の娘が中学1年生、下の娘が小学2年生だったため、日本人学校のあるベルリンの西の端のヴァンゼー近くの閑静な住宅街で過ごしました。今回は、私が前から住んでみたかった旧東ベルリンのプレントラウアーベルグ地区のアパートメントホテルを借りて概ね一人で過ごしました。旧東ベルリンに住んでみて実感したのは、トラム（路面電車）が非常に発達していて、ほとんどのところはトラムで行けるということでした。また旧東地区は社会主義政権であったため託児所（KITA=Kindertagesstätte）が発達していて、一つの通りのここにも、あそこにも言う具合に、至るところに託児所がありました。この地区はベルリン市の中で子供を持つ若い夫婦が住んでいる比率が一番高いというのも肯けました。

2月16日にいったん帰国し、3月1日から31日まではソウル大学法学専門大学院（ロースクール）でグローバル客員研究員という資格で、教授と同じ個人研究室をいただき、研究生活を送りました。宿舎は広いキャ



ソウル大学で使わせていただいた
個人研究室

ンパスの端にあるホアム教授会館に特別割引で泊めていただきました。受け入れ教授のハン・インソプ先生は、立命館大学に私と同期に赴任されたソ・スン先生と親しく、何回も立命館大学に来られた刑事法・刑事政策ご専門の先生です。過去清算の問題も研究されていて、戦後補償問題も研究テーマにしている私とシンポジウムで同席させていただいたこともありました。ところがハン教授は、たまたま昨年8月に政府機関の一つである韓国刑事政策研究院院長に任命され（同研究所はこの3月の終わりに訪問させていただき資料をたくさんいただきました）、現在は大学の方は休職中でした。そのため、同大学院の教務部長のクォン・ヨンジュン先生にいろいろとお世話になりました。クォン教授はたまたまご専門が民法で、しかも、韓国の民法改正委員会の委員もされていて、時効の部分についてもご著書を書いておられ、その上、日本語も勉強中ということで、私の片言の韓国語に交えて日本語でも会話をさせていただきました。韓国民法改正委員会で時効分科会の委員長をされていた梨花女子大学のソン・ドクス教授にも直接、お会いすることができました。初対面にもかかわらず、大変親切に対応していただき、出たばかりの教授の民法総則と債権法の教科書の最新版もいただきました。その他、今回、初めて韓国女性の人権相談所のチェ・ソネ所長と知り合いになり、韓国で現在訴訟中の中学時代の性暴力被害についての民事訴訟における時効問題についてインタビューを受け、今度、5月にその問題の日韓フォーラムをソウルで行う際の報告者としてもお招きいただくことになりました。そういう次第で最後の学外研究は夢のような毎日でした。さらば学外研究。

（まつもと かつみ・民法）

Academic
Conference

学会開催報告

International Symposium on the topic:
"Europe and Asia as a Legal Area for Peace, Fundamental
Rights, Democracy and the Rule of Law"出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

2019年2月21日から23日までコンラート・アデナウアー財団の全面的な財政的サポートを受けて、本学国際平和ミュージアム・平和教育研究センターが主催し、本学法学部および本学人文リサーチオフィスの後援により「ヨーロッパおよびアジアにおける法空間—平和、基本的権利、民主主義、法の支配—」というテーマで国際シンポジウムを開催した。本国際シンポジウムには、欧州人権裁判所 Prof. Angelika Nussberger 副長官、欧州人権裁判所 Tim Eicke 判事 (UK 出身)、ドイツ連邦元国防大臣 Prof. Rupert Scholz のほか、ご来賓として韓国元国務総理 Kim Hwang-Sik 氏、在韓国欧州連合代表部大使 Dr. Michael Reiterer 氏、在日欧州連合代表部政治部局員 Errol Levy 氏、大阪神戸ドイツ総領事 Dr. Werner Köhler 氏をお迎えし、東アジアおよび東南アジア、韓国、台湾、ベトナム、中国、タイ、日本からそれぞれ素晴らしい専門家を交えて極めて有意義な意見交

換をすることができた。

東アジアは、経済的観点から見れば、高度に発達した地域である。政治体制の大きな違いにもかかわらず、この地域は経済的にだけでなく、最近では協力的な法的枠組みに対する需要も拡大している。しかし、平和的共存のために必要な条件を作り出すためには、互いの国々の法制度をさらに発展させ、改善しなければならない。我々がヨーロッパの経験から学ぶことができるのは、まさにこの点においてである。法の支配、民主主義、および人権の保障を効果的に実現していく上で、欧州連合または欧州評議会のモデルは、東アジア地域における法制度を構築する上でも参考になる。これは地域全体の生活の質の向上にも貢献する。欧州評議会と欧州連合は、第二次世界大戦後に法的および政治的制度を構築し、効果的な司法制度を確立することに成功した。人権はヨーロッパにおける共存のため



の最高の価値として浮上した。人権の保護がなければ、ヨーロッパはそのような平和で調和のとれた方法で共同体を発展させることはできなかったであろう。

今回の国際シンポジウムでは、ヨーロッパにおける欧州連合や欧州評議会などを参考に、アジアの法空間を確立する可能性に焦点を合わせることにした。この国際シンポジウムの重要な側面の1つは、事実や状況に関する一方的な説明にとどまらず、ヨーロッパと同じような法発展を進めるためには、アジアでどのような選択肢があるのかを議論することであった。まさに参加者全員が胸襟を開いてアジアに適用可能であり、そのための必要な条件は何であるかについて議論するこ

とができたことは極めて有意義であった。

最後に、本国際シンポジウムの開催に際しては、本学副理事長・久岡康成名誉教授、同副総長・上野隆三教授、国際平和ミュージアム館長・吾郷眞一教授、本学法科大学院・薬師寺公夫教授、法科大学院・市川正人教授、法学部長・徳川信治教授をはじめ、事務局アシスタントとして大活躍してくれた **Tha-Phuong Vo** 氏、いつもの確なアドバイスをしていただいた法学アカデミー赤塚みゆきさん、そして、国際シンポの当日に惜しみなく献身的な協力をしていただいた学生アルバイト諸君、さらに、2017年3月に開催した国際シンポジウム (<http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/cg/law/lex/rlr35/rlr35idx.htm>) に続いて多大な財政支援をしていただいたコンラート・アデナウアー財団に大変お世話になった。本稿を閉じるにあたって改めて衷心より感謝の意を表する次第である。なお、本国際シンポジウムの研究成果は、コンラート・アデナウアー財団と協議し、同財団のサイトに掲載することで、新たな国際発信の方向性を探ってみたいと考えている。

(でぐち まさひさ・民事訴訟法)



My Book

自著紹介

法益論 — 刑法における意義と役割

嘉門 優 KAMON Yu

本書は、修士論文以来取り組んできた法益論研究に関する既刊論文に加えて、新たに各論的検討を行った原稿をまとめたものである。研究当初より、謙抑主義 — 刑罰という峻厳な強制力を行使するにあたっては必要最小限にとどめ、過剰な処罰は抑制されるべきことが要求される原則 — をいかにして刑法上理論化していくのかということに関心を持ってきた。従来、法益論は「法益なければ犯罪・刑罰なし」という標語にもとづいて、立法論においては、保護法益の明確化によって刑事立法を批判的に検討し、解釈においては、犯罪の実質として法益侵害・危険を要求することで処罰限定的な機能を担っているとされてきた。しかし、筆者が研究を始めた2000年ごろには、ドイツ刑法学の影響を受けて、法益論には理論的な問題点が存在するとの指摘が数多くなされるに至っていた。つまり、現在に至るまで、保護法益の内容の明確化には成功しておらず、また、形式犯や抽象的危険犯規定の氾濫に見られるように、法益論は処罰を限定する機能を持っていないと批判されてきたのである。

法益論に関する著名な先行研究として、1960 - 70年代における内藤謙による法益論研究（『刑法理論の史的展開』（有斐閣、2007年）所収）がある。本書では、ドイツの研究を踏まえて、法益概念は、啓蒙主義の権利侵害説の自由主義的側面を受け継いで、実定法以前に所与の内実が存在しているとの見解が主張された。この見解は多くの支持を



『法益論 — 刑法における意義と役割 —』

嘉門優著 成文堂

2019年2月 ¥6,000 + 税

集め、法益論の処罰制約的機能の根拠とされてきた。しかし、伊東研祐による『法益概念史研究』（成文堂、1984年）において、内藤説において前提とされている法益概念の自由主義的性格は当然のものとはいいがたく、ドイツの法益概念史から見れば、むしろ、法益概念自体の刑事政策的中立性・無関係性が導かれるべきだと主張された。

伊東説が述べるように、たしかに法益概念は歴史的にみると、むしろ新しい処罰規定を説明するために利用されたという経緯があり、法益概念そのものによって処罰を限定す

ることは難しい。そのため、最近に至るまで、法益論の処罰限定機能に対する懐疑的な見解が多く主張されている。しかし、これらの批判的見解において、法益論に代わって処罰限定を行いうるような理論が提示されることはなかった。はしがきでも述べたように、法益論の理論的不備を強調するあまり、刑法上の諸原則の意義を否定し、現状肯定的な議論に終始するのでは、刑法学の役割を放棄したといっても過言ではないと考える。そこで、本書では、とくに近年厳しい批判が向けられてきた法益論の、刑法学におけるその意義と役割の再検討を目的とすることとした。

私見の骨子は、法益概念には、犯罪の実質として「法益に対する侵害・危険化」を把握するための侵害対象としての、犯罪論における重要な役割が存在するという点である。これまでの刑法学において、処罰規定の正当化の問題は、一般的に「正当な法益の探求」と等置されてきた。しかし、処罰の限界を見出すためには、保護法益の探究だけではなく、「どのような範囲で、どのような攻撃態様に対して、刑法が介入すべきなのか」という「侵害・危険」の問題へと視点を移行させなければならないと考える。法益概念は侵害対象として、法益に対する侵害・危険の内実を把握させるという重要な役割を負っている点に再度注目されなければならない。

具体的には、第一に、抽象的危険犯の限定解釈について検討した。刑法には、殺人罪のように人の生命という法益を「侵害」する犯罪から、遺棄罪のように人の生命を「危険」にさらす犯罪が存在する。近年、後者の危険犯について、より早期の段階で犯罪を予防するためと称して、抽象的・潜在的な危険しかない段階で処罰を認める傾向が拡大してきて

いる。そこで、本書ではまず既存の抽象的危険犯規定において前提となっている「抽象的危険」の内実を分析・分類する作業を行った。その分類に従って、実際の適用段階においてその危険が現実的に存在しない場合には、「法益侵害・危険なければ犯罪・刑罰なし」の原則に従って不処罰とされるべきとした。

第二に、性犯罪について、性行為自体は同意の下での行為も含むという意味で中立性を有するため、「被害者の意思に反するかどうか」が決定的な要素とならざるをえない。しかし、被害者が望まない性行為というだけでは処罰範囲は無限定なものとなりかねない。そこで、性犯罪において前提とされるべき重大な性的侵害性について、判例分析を行うことで明らかにすることを試みた。性犯罪のように、個人の意味侵害の背後にある、実質的な「法益侵害」を把握することが適正な処罰範囲を判断する一助になると思われる。

以上の検討から、法益論の現代的な意義はまだ残されていると結論づけた。もちろん、法益論によって処罰範囲がすべて明らかになるわけではなく、その意味で、法益論には限界がある。しかし、法益論に代替しうる有効な方策が現状では見いだせない以上、本書で提案した検討方法を充実化させることが有益であると思われる。今後さらに研究を進めていく予定である。

最後になったが、本書の刊行に当たっては、立命館大学学術図書出版推進プログラムによる助成を受けた。ここに記して御礼申し上げる。

(かもん ゆう・刑法)

Study Group	研究会
	2019年2月～5月

法学部定例研究会：

- 19年 2月 1日 博士論文公聴会：奥谷健氏「市場所得と応能負担原則－応能負担原則の二元的構成－」
- 19年 2月 2日 商法研究会：中村康江氏「取締役解任議案の決定と取締役会における『特別利害関係人』の意義」、小野里光広氏「オーストラリア会社法における経営判断原則とその特徴」
- 19年 2月 15日 2018年度第2回政治学研究会：村上剛氏「有権者の保革／リベラル自己認識と政治関心・選好」、村上剛氏・山本圭氏「メシウマの政治学」
- 19年 2月 26日 第17回最高裁研究会：佐藤伸彦氏「『法教育』の展開と今後の課題－イギリスの Law-Related Education モデルを参考に－」
- 19年 3月 2日 商法研究会：瀬谷ゆり子氏「社会福祉法人のガバナンス」、土岐孝宏氏「自賠責保険における被害者の直接請求権と労災保険金を給付した国の代位・直接請求権の優劣」
- 19年 3月 8日 第18回最高裁研究会：林来梵氏「現代中国の違憲審査・立憲主義の現段階」
- 19年 4月 27日 商法研究会：山田泰弘氏「債務超過会社における全部取得条項付種類株式の取得価格決定申立て」大阪地決平成27年12月24日（大阪地方裁判所平成26（ヒ）第112号）、竹瀆修氏「商慣習法は判例・通説の通りか？」
- 19年 5月 7日 講演会：オリビエ・ゲー氏「フランスにおける共同不法行為の現状と課題」
- 19年 5月 15日 紛争解決と平和人権特別講演会：樋口隆一氏「ユダヤ難民と北海道を救った樋口季一郎－北方領土問題の背景」

Research Grant	科研費
	2019年度

- 基盤研究 (B) 現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基盤－司法行動・制度改革の実証的研究
研究代表 市川 正人
- 基盤研究 (B) 医療安全と紛争解決の有機的連携の促進のための複数領域による国際比較研究
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (B) わが国における神経法学の基盤的研究－法学・医学・心理学の協働－
研究代表 山口 直也
- 基盤研究 (B) 親の別居・離婚における子の権利保障システムの構築
研究代表 二宮 周平
- 基盤研究 (C) ベトナム戦争期の日・ビルマ・米関係－戦後日本の国際秩序構想の特質
研究代表 吉次 公介
- 基盤研究 (C) つながり構築するプロジェクト授業がドイツ語初学者の学習意欲に及ぼす効果の研究
研究代表 田原 憲和
- 基盤研究 (C) 行政参加手続の新展開
研究代表 正木 宏長
- 基盤研究 (C) イノベーション政策下における国家・大学間関係に関する公法学的比較研究
研究代表 中島 茂樹
- 基盤研究 (C) 現代オーストラリア小説から読み解く先住民とヨーロッパ人の関係性
研究代表 佐藤 渉

- 基盤研究 (C) 明治期の日本人留学生のドイツにおける法学博士学位の取得とその法史上の意義
研究代表 高橋 直人
- 基盤研究 (C) グローバル化および「世代間公正」と向き合う選挙制度の憲法学的考察
研究代表 植松 健一
- 基盤研究 (C) 欧州人権条約の国内実現における欧州人権裁判所による司法的外交の法的基盤
研究代表 徳川 信治
- 基盤研究 (C) 主観的リスクの現代的変容と保険カバーの法的対応
研究代表 竹瀨 修
- 基盤研究 (C) 会社訴訟のコーポレートガバナンスにおける役割の変容
研究代表 山田 泰弘
- 基盤研究 (C) アクターの選好形成に係る中範囲理論を用いた地方政治の多様性に関する研究
研究代表 徳久 恭子
- 基盤研究 (C) アフロキューバ主義における混血アイデンティティの言説形成プロセスの解明
研究代表 安保 寛尚
- 基盤研究 (C) 情報構造が量化解釈に与える影響についての理論的研究
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) 日本中世における法・裁判・紛争処理に関する再定位：中世法制史研究の基盤形成へ
研究代表 河野 恵一
- 基盤研究 (C) ジェンダーレス時代における性被害と刑事的規制
研究代表 嘉門 優
- 基盤研究 (C) ドイツにおける重罪合意罪（謀議罪）及び犯罪結社罪・テロ結社罪の歴史的展開と現状
研究代表 安達 光治
- 基盤研究 (C) 算定コストを考慮した、知的財産権侵害に対する損害賠償の具体的な算定枠組みの研究
研究代表 宮脇 正晴
- 基盤研究 (C) ウェストミンスター型制度・思想の日本への影響に対する解釈アプローチからの研究
研究代表 小堀 眞裕
- 基盤研究 (C) ドイツにおける計画確定決定を争う訴訟の研究：都市計画争訟制度の整備のために
研究代表 湊 二郎
- 基盤研究 (C) 専門訴訟での規範形成過程とその制度的・人的体制の実証的・比較法的研究
研究代表 渡辺 千原
- 基盤研究 (C) 労働法における憲法価値の実現に関する日独比較研究
研究代表 倉田 原志
- 基盤研究 (C) 税務行政の国際化と情報通信技術の利用と納税者権利保護の新たな展開
研究代表 望月 爾
- 基盤研究 (C) 日本本土における米軍基地問題の史的展開－「危険性」の変容と「同盟」強化
研究代表 吉次 公介
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任
研究代表 清水 円香
- 若手研究 (B) 著作権法における属地主義とその限界に関する多元的考察
研究代表 畑中 麻子
- 若手研究 (B) 締約強制法理の再構築
研究代表 谷江 陽介
- 若手研究 (B) ポスト基礎付け主義時代におけるデモクラシーの行方：アゴニズムの民主主義論を中心に
研究代表 山本 圭



立命館ロー・ニュースレター
第 87 号 (2019 年 6 月)
編集：立命館大学法学会
ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)
発行：立命館大学法学会
〒 603-8577 京都市北区等持院北町 56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)